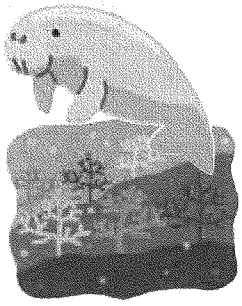


をしています。

政府は、地盤改良工事のための設計変更申請を県に提出をし、埋立土砂の7割以上を、糸満市をはじめ南部地域から遺骨の混じった土砂を使うことが明らかになり、県民をはじめ、全国で大きな怒りが広がっています。断じて許せません。

玉城知事は設計変更申請を不許可にいたしました。しかし防衛省は、国土交通省に行政不服審査を請求しました。新基地建設反対の民意をないがしろにするものであり、絶対に容認できません。辺野古新基地建設は直ちにストップをすべきであります。



【玉城デニー知事】



環境保全に十分配慮した計画となっていないとして、不承認とした

公有水面埋立変更承認申請書について、延べ39項目452件の質問を行い、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、災害防止及び環境保全に十分配慮した計画となっていないとして、不承認とする処分を行った。

なお、沖縄防衛局の審査請求書は関係法令等に基づき適切に対応します。

今回の不承認によって沖縄本島南部地区の土砂が辺野古新基地建設のための埋立用に用いられることは認められません。



11・26 知事の「埋め立て変更不承認」激励集会

【玉城ノブコ県議】

軽石被害は災害国と県は支援強化を

今年8月に発生した小笠原諸島の海底火山噴火によって軽石が沖縄周辺

に押し寄せ、県内各地の海岸及び漁港等に大量の軽石が漂流・漂着し、漁業は漁船のエンジントラブルへの被害が続く、県内漁業に深刻な影響を与えています。

糸満は、漁業の町でございす。12月からソデイカ漁の最盛期になります。

漁に出られないことはウミンチュにとっては、生活にも経済的にも大きな打撃を受けることになります。

漁に出るためにエンジンを軽石から守るための対策を独自に進めております。

漁業者の経営と生活を守るため、漁船への損傷、漁業の燃料費、資材費等の必要経費も含めた漁業経営に対する支援を国に求めるとともに、県の積極的な支援を要望します。

軽石の漂着で、漁民が漁に出れない。これは災害です。災害から国民の命、財産、暮らしを守ることも国に大きな責務であります。国に災害の補償制度をつくるよう求めます。



11・15 県に軽石被害支援で要請

【県の答弁】

議員の提案については、漁業者が安全操業と経営安定が図られるよう水産団体と対応策検討していきます。

虐待から子どもを守る社会の実現を

「子供は、次代の社会を担う大いなる可能性を秘めた社会の宝であり、一人の人間として、権利の主体として尊重されなければならぬ、子供の権利の侵害の中でも虐待は決して許してはならない、虐待から子供を断固として守り、子供が健やかに成長することができる社会の実現を目指すとなっています」

（沖縄県条例）

児童虐待対応の専門職員の配置を

児童虐待が増加傾向にあります。子供の虐待には、多くの場合DVがあると言われている。

虐待に遭っている子供たちが、声を発し続けること

が非常に難しかったり、意見を率直に伝えられないなど虐待に遭っている子供たちの状況を早くつかんで、支援につなげていく必要があります。



【名渡山子ども生活福祉部長】 各機関の連携強化に努めています

令和2年度から女性相談所に児童コーディネーターを新たに配置して、児童相談所との連絡網を各

機関との調整。毎年、児童相談所と女性相談所の連絡会議や研修会を開催するなど連携強化。

市町村の相談窓口の強化。職員の研修。職員を児童相談所に配置など取り組んでいます。

【玉城ノブコ県議】

全ての学校へカウンセラーとソーシャルワーカーの正規職員の配置を

児童生徒の不登校やいじめ等ひとり親家庭で、保護者が子育てに関する悩みを抱える傾向があり、社会において孤立することを余儀なくされた結果、虐待に至るものが報告されています。早期に虐待防止の体制確立が必要です。

全ての学校と教育事務所に配置。
正規職員配置は国に要望しています。

令和3年度に125人のスクールカウンセラーを任用し、全小中学校400校、高等学校56校及び特別支援学校18校に配置。
スクールソーシャルワーカーは、各教育事務所に21人配置しました。
正規職員化は、国に要望しています。

【玉城ノブコ県議】

ひとり親世帯、困窮世帯への家賃支援を



償還免除の住宅貸付を創設する。

県と各市では、離職等により住居を失うおそれがある等の困窮世帯に住居確保給付金を今年の10月末までに、4389件、約10億円を支給しています。

今年度からひとり親世帯に対し、償還免除つきの住宅費貸付けを創設し、10月までに127件、102万5000円の貸付けを決定しております。引き続き適切な支援に取り組んでまいります。

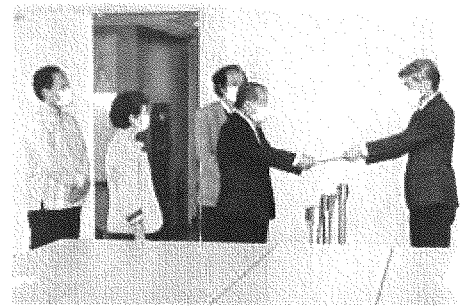
玉城ノブコ県議

無料生活相談

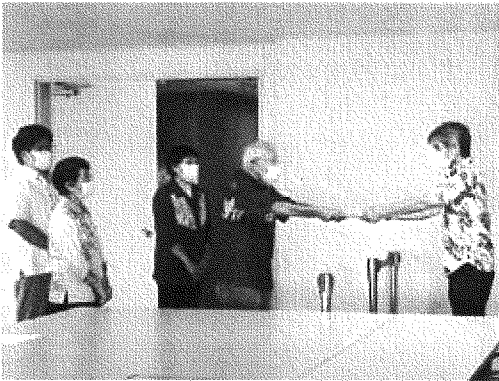
- 生活・悩み相談は
○月～金 午後1時～5時
○ノブコ相談事務所
- 法律相談は
○土:午後3時～
○玉城武光相談事務所
(南風原町照屋)
- 相談者は事前に電話で予約を。



11.5 党県議団で軽石被害の対策と支援で知事に要請
(照屋副知事が対応)



12.22 赤嶺衆議院と米軍にコロナ
対策を要請・外務省



8.27 防衛局に毒物(PFAS)の垂れ流し
で抗議



11.26 国の「辺野古埋め立て変更申請」にデニー知事が不承認…
知事激励集会に参加

写真で見る 玉城ノブコ県議の奮闘記



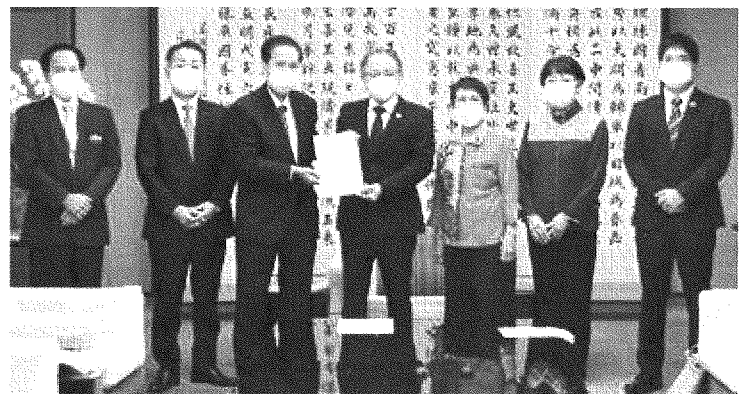
10.30 衆議院議員選挙で一区の赤嶺政賢候補の当選



11月 3名の糸満市議候補への支援訴え



12月 富銘市長に貧困対策で生理用品を届
けました。(新婦人の会糸満支部)



知事に2022年度県予算への要望書を提出

①
さ
あ
み
6m

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	沖縄タイムス新聞代金(2021年4月~2022年3月 ¥3,075/月)	36,900	全額	36,900
4/7	住宅地図「糸満市 バインダーセット」	22,770	1/2	11,385
3/20	月刊「住民と自治」(令和3年4月~令和4年3月)年間購読料	7,080	全額	7,080
3/22	新婦人しんぶん(令和3年4月~令和4年3月)年間購読料	4,920	全額	4,920
3/23	琉球新聞(令和3年4月~令和4年3月)年間購読料	36,900	全額	36,900
3/23	平和新聞(令和3年4月~令和4年3月)年間購読料	6,240	全額	6,240
3/28	新聞「農民」(令和3年4月~令和4年3月)年間購読料	7,200	全額	7,200
資料購入費 充当合計		/	/	110,625

(送料購入費)

充当割 100/100

タイム新聞購読科 令和3年 4月～7月分

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 26632336
2021年 4月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円	
	(内消費税 227)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。

☎ 沖縄タイムス
 販売店 糸満南
 (事業者番号 T)
 TEL 994-5253
 店主 上原 純子

領収日 5/10

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 26809474
2021年 5月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円	
	(内消費税 227)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。

☎ 沖縄タイムス
 販売店 糸満南
 (事業者番号 T)
 TEL 994-5253
 店主 上原 純子

領収日 6/10

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 26939434
2021年 6月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円	
	(内消費税 227)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。

☎ 沖縄タイムス
 販売店 糸満南
 (事業者番号 T)
 TEL 994-5253
 店主 上原 純子

領収日 7/12

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 27114454
2021年 7月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円	
	(内消費税 227)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。

☎ 沖縄タイムス
 販売店 糸満南
 (事業者番号 T)
 TEL 994-5253
 店主 上原 純子

領収日 7/18

充当額 100/100

(資料購入費)

令和3年 令和3年

新聞タイムズ購読料 8月~11月分

お問い合わせ番号: 0343-00167386
領収書 No: 27271825
2021年8月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税)	227円

銘柄	部数	金額
沖繩タイムズ本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、領収致しました。

沖繩タイムズ
販売店 糸満南
(事業者番号 T
TEL 994-5253
店主 上原 純子

領収日 9/10

お問い合わせ番号: 0343-00167386
領収書 No: 27403874
2021年9月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税)	227円

銘柄	部数	金額
沖繩タイムズ本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、領収致しました。

沖繩タイムズ
販売店 糸満南
(事業者番号 T
TEL 994-5253
店主 上原 純子

領収日 10/11

お問い合わせ番号: 0343-00167386
領収書 No: 27559591
2021年10月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税)	227円

銘柄	部数	金額
沖繩タイムズ本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、領収致しました。

沖繩タイムズ
販売店 糸満南
(事業者番号 T
TEL 994-5253
店主 上原 純子

領収日 11/26

お問い合わせ番号: 0343-00167386
領収書 No: 27663045
2021年11月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税)	227円

銘柄	部数	金額
沖繩タイムズ本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、領収致しました。

沖繩タイムズ
販売店 糸満南
(事業者番号 T
TEL 994-5253
店主 上原 純子

領収日 12/8

(資料購入費)

令和3年 令和4年



新聞紙入購読料 12月分～3月分

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 27879968
2021年 12月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円	
	(内消費税 227円)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。





 領収日 1/14
沖縄タイムス
 販売店 糸満南
 (事業者番号 T
 TEL 994-5253
 店主 上原 純子

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 27983523
2022年 1月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円	
	(内消費税 227円)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。





 領収日 2/9
沖縄タイムス
 販売店 糸満南
 (事業者番号 T
 TEL 994-5253
 店主 上原 純子

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 28117769
2022年 2月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円	
	(内消費税 227円)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。





 領収日 2/28
沖縄タイムス
 販売店 糸満南
 (事業者番号 T
 TEL 994-5253
 店主 上原 純子

お問い合わせ番号: 0343-00167386
 領収書 No: 28117770
2022年 3月分 領収書
玉城ノブ子相談事務所 様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円	
	(内消費税 227円)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。



 領収日 3/28
沖縄タイムス
 販売店 糸満南
 (事業者番号 T
 TEL 994-5253
 店主 上原 純子

年月日：2021年（R3）4月7日

資料購入費

充当額：¥11,385

内容：住宅地図「糸満市 バインダーセット」

充当理由：主として政務活動、議会での質問へ活かす資料として活用しているが、汎用性があるため1/2按分とした。¥22,770 * 1/2 = 11,385

APR 0003736

領 収 証

2021年4月7日

玉城マコ子無米生活相談センター 様

【金額の訂正は無効です】

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円
			7	2	2	7	70

〔内消費税及び地方消費税

2070 円〕

上記の金額正に領収致しました。

印
紙

住宅地図 糸満市 バインダーセット

株式会社 **ゼンインナー**

〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1丁目14番25号
TEL:098-858-2055 FAX:098-857-3810

担当者

(資料購入費)

充当割 $\frac{100}{100}$

令和4年3月20日

領 収 証

沖縄県議会議員 玉城ノブ子 様

¥7,080円

月刊『住民と自治』誌代 (令和3年4月~令和4年3月)

単価 590円×12ヶ月

おきなわ住民自治研究所
〒900-0022 那覇市桶井2-6-7
樋川第1ビル305
電話 098-855-2515

(資料購入費)

充当額 $\frac{100}{100}$

No.

領 収 書

- 会費(しんぶん代含む)
 新婦人しんぶん購読料

玉 塚 ノブ子 様

金 4,920 円 2021年4月分~2022年3月分として
月分(〒 円)

2022年 3 月 22 日

上記の金額たしかにいただきました。ありがとうございました。

新日本婦人の会(糸満支部) 会計



充当額 100% (資料購入費)

琉球新報購読料(令和3年4月分~令和4年3月分)

領 収 証 玉城 17子 様 No. _____

金額 73,690.00 -

内 訳
現金
小切手 /
手形 /
消費税額等(%)

但し R3/4月~R4/3月までの新聞代として
R4年3月23日 上記正に領収いたしました

糸満市糸満1410-4-1F
琉球新報 糸満一・照屋・与座
高嶺入口・真栄里
店主 石嶺 武 Tel992-5570

収入印紙

GR1619

充当額 100%

平和新聞, 購読料(令和3年4月分~令和4年3月分)

領 収 証 玉城 17子 様 No. _____

★ 6,240円

但し 平和新聞, 購読料(令和3年4月分~令和4年3月分)

2022年3月23日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

T900-0012 沖縄県那覇市旭2-20-7 平和委
沖縄県平和委員会
電話 098-988-8172 FAX 098-988-8175

(資料購入費)

充当割 100%

「農民」購読料 2021.4月～2022年3月分まで

領 収 書

玉城 ノブ子 様

2022. 3. 28

領収額 ¥7,200

左記の金額を領収いたしました。

項目	単価	数量	金額	備考
新聞「農民」代	600	12	7,200	21、4月～22、3月
計			7,200	

沖縄県農民組合連合会 会長 中村 康範

〒901-0617 南城市玉城字愛知地782 TEL948-1783



経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/30	家賃 4月分/銀行引き落とし料金	30,220	95/100	28,709
5/31	家賃 5月分/銀行引き落とし料金	30,220	95/100	28,709
6/30	家賃 6月分/銀行引き落とし料金	30,220	95/100	28,709
8/2	家賃 7月分/銀行引き落とし料金	30,220	95/100	28,709
8/31	家賃 8月/銀行引き落とし料金	30,220	95/100	28,709
9/30	家賃 9月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	95/100	28,709
11/1	家賃 10月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	80/100	24,176
11/30	家賃 11月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	80/100	24,176
1/4	家賃、12月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	95/100	28,709
1/31	家賃、1月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	95/100	28,709
2/28	家賃、2月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	95/100	28,709
3/31	家賃、3月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	95/100	28,709
4/28	電気料金4月分	4,002	95/100	3,801
5/28	電気料金5月分	3,743	95/100	3,555
6/28	電気料金6月分	4,516	95/100	4,290
7/29	電気料金7月分	5,233	95/100	4,971
8/27	電気料金8月分	5,726	95/100	5,439
9/29	電気料金9月分	7,452	95/100	7,079
10/28	電気料金10月分	8,398	80/100	6,718
11/26	電気料金11月分	5,741	80/100	4,592
12/27	電気料金12月分	3,953	95/100	3,755
1/31	電気料金1月分	4,646	95/100	4,413
2/28	電気料金2月分	3,620	95/100	3,439
4/1	電気料金3月分	4,025	95/100	3,823
5/17	水道料金4月分	2,191	95/100	2,081
6/15	水道料金5月分	2,191	95/100	2,081
7/15	水道料金6月分	2,191	95/100	2,081
8/16	水道料金7月分	2,191	95/100	2,081
9/15	水道料金8月分	2,191	95/100	2,081
10/15	水道料金9月分	2,191	95/100	2,081
11/15	水道料金10月分	2,191	80/100	1,752
12/15	水道料金11月分	2,191	80/100	1,752
1/17	水道料金12月分	2,191	95/100	2,081

* (10月 11月分) 充当割 $\frac{80}{100}$ 選挙のため月2回3回の会議使用 (事務所費)

* (4.5.6.7.8.9.12.1.2.3) 充当割 $\frac{95}{100}$ 工口のため支部会議も2.3ヶ月に1回で使用する月分

$30,220 \times \frac{80}{100} = 24,176$

$30,220 \times \frac{95}{100} = 28,709$

(令和3年4月分 ~ 令和4年3月分 家賃、銀行引落し、手数料 220円込み。)

17	03-04-30	WTU	30,220	PTD オ-IJ	4月分 充当額 28,709	
16	03-05-31	WTU	30,220	PTD オ-IJ	5月分 充当額 28,709	
	03-06-30	WTU	30,220	PTD オ-IJ	6月分 充当額 28,709	
	03-08-02	WTU	30,220	PTD オ-IJ	7月分 充当額 28,709	
	03-08-31	WTU	30,220	PTD オ-IJ	8月分 充当額 28,709	
16	03-09-30	WTU	30,220	PTD オ-IJ	9月分 充当額 28,709	
21	03-11-01	WTU	30,220	PTD オ-IJ	10月分 充当額 <u>24,176</u>	$\frac{80}{100}$ 充当割
2	03-11-30	WTU	30,220	PTD オ-IJ	11月分 充当額 <u>24,176</u>	$\frac{80}{100}$ 充当割
6	04-01-04	WTU	30,220	PTD オ-IJ	12月分 充当額 28,709	
10	04-01-31	WTU	30,220	PTD オ-IJ	1月分 充当額 28,709	
15	04-02-28	WTU	30,220	PTD オ-IJ	2月分 充当額 28,709	
20	04-03-31	WTU	30,220	PTD オ-IJ	3月分 充当額 28,709	

※ 2.3ヶ月に1回程度の教時自支部会議に利用

(事務所費)

① 10月分11月分の2ヶ月相当割り $\frac{95}{100}$ ② 10月分11月分相当割り $\frac{80}{100}$

(事務所電気料金令和3年4月～令和4年3月まで) * 選挙のため月2,3回
教時阿の活用のため

11 03-04-28 WTU 4,002 木村ワテ"ソリヨク 4ツキ
4月分 相当額 3,801

15 03-05-28 WTU 3,743 木村ワテ"ソリヨク 5ツキ
5月分 相当額 3,555

20 03-06-28 WTU 4,516 木村ワテ"ソリヨク 6ツキ
6月分 相当額 4,290

03-07-29 WTU 5,233 木村ワテ"ソリヨク 7ツキ
7月分 相当額 4,971

03-08-27 WTU 5,726 木村ワテ"ソリヨク 8ツキ
8月分 相当額 5,439

03-09-29 WTU 7,452 木村ワテ"ソリヨク 9ツキ
9月分 相当額 7,079

03-10-28 WTU 8,398 木村ワテ"ソリヨク 10ツキ
10月分 相当額 6,718

$\frac{80}{100}$ 相当割

03-11-26 WTU 5,741 木村ワテ"ソリヨク 11ツキ
11月分 相当額 4,592

$\frac{80}{100}$ 相当割

5 03-12-27 WTU 3,953 木村ワテ"ソリヨク 12ツキ
12月分 相当額 3,755

04-01-31 WTU 4,646 木村ワテ"ソリヨク 1ツキ
1月分 相当額 4,413

6 04-02-28 WTU 3,620 木村ワテ"ソリヨク 2ツキ
2月分 相当額 3,439

04-04-01 WTU 4,025 木村ワテ"ソリヨク 3ツキ
3月分 相当額 3,823

※ 2,3ヶ月に一回程度・支部会議利用 $\frac{95}{100}$ 2001 (事務所費)
 ※ 選挙のため月2.3回の会議に使用 $\frac{80}{100}$ 1752 (10月11月分)
 (事務所水道料金 令和3年4月分～令和4年3月分)

13	03-05-17	WTU	2,191	ｽｲｯ"004ｶ"ツ	
				4A分 充当額 2081	
18	03-06-15	WTU	2,191	ｽｲｯ"005ｶ"ツ	
				5A分 充当額 2081	
	03-07-15	WTU	2,191	ｽｲｯ"006ｶ"ツ	
				6A分 充当額 2081	
7	03-08-16	WTU	2,191	ｽｲｯ"007ｶ"ツ	
				7A分 充当額 2081	
3	03-09-15	WTU	2,191	ｽｲｯ"008ｶ"ツ	
				8A分 充当額 2081	
7	03-10-15	WTU	2,191	ｽｲｯ"009ｶ"ツ	
				9A分 充当額 2081	
22	03-11-15	WTU	2,191	ｽｲｯ"010ｶ"ツ	
				10A分 充当額 1752	$\frac{80}{100}$ 充当割
3	03-12-15	WTU	2,191	ｽｲｯ"011ｶ"ツ	
				11A分 充当額 1752	$\frac{80}{100}$ 充当割
7	04-01-17	WTU	2,191	ｽｲｯ"012ｶ"ツ	
				12A分 充当額 2081	
12	04-02-15	WTU	2,191	ｽｲｯ"001ｶ"ツ	
				1A分 充当額 2081	
10	04-03-15	WTU	2,191	ｽｲｯ"002ｶ"ツ	
				2A分 充当額 2081	
	04-04-15	WTU	2,191	ｽｲｯ"003ｶ"ツ	
				3A分 充当額 2081	

事務所概要申告票

議員名 玉城ノブ子


1. 物件の所在

住所	糸満市字糸満1948、マンション友
電話番号	098-994-9005

2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城ノブ子 

貸借人 氏名





住所



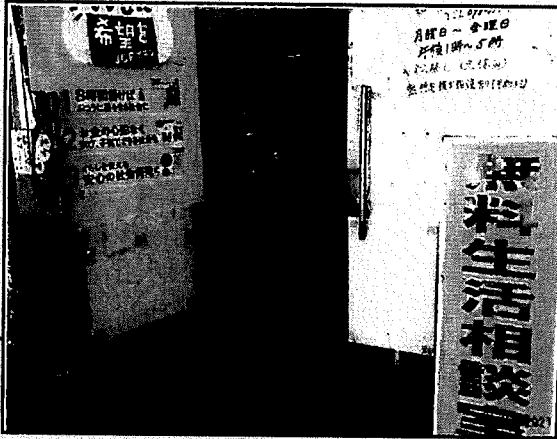
事務所費充当状況申告票

議員名 玉城ノブ子

1. 事務所の状況

住所	糸満市字糸満1948・マンション友
----	-------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	95/100
------	--------

充当割合の説明：

1ヶ月に1回2時間程度、支部会議に使用

(関係経費)

家賃(月額)	30,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	28,500 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城ノブ子



NO. _____

事業用貸貸借契約書

マンション友 (102号室)

貸主



借主

玉城 ノブ子

(携帯)



☎(職場)

- -

期間 自 令和 2 年 3 月 1 日

至 令和 4 年 6 月 30 日

沖縄県知事 (11) 第0718号

糸満市西崎6-16-1 嘉数ビル103号



有限会社オーエン

代表取締役 大城 昇

☎(098) 992-2222

事業用賃貸借契約書 (店舗)

(※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。)

(契約の締結)

第1条 貸主 XXXXXXXXXX (以下甲という) 及び借主 玉城 ノブ子 (以下乙という) は下記の目的物件 (以下「本物件」という。) について、事務所 に供することを目的とする賃貸借契約 (以下「本契約」という。) を以下のとおり締結した。

目的物件の表示

所在地 糸満市字糸満1948番地

構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

賃貸借部分 1階部分 102号室 ㎡ (坪)

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和 2 年 7 月 / 日より令和 4 年 6 月 30 日までの 2 年間とする。但し、この期間が経過しても、甲又は乙いずれからも書面による異議の申し立てがないときは、この契約期間を更に1年延長するものとする。以後同様とする。

(賃料)

第3条 賃料は月額金30,000円也とし、これを毎月末日までに翌月分を、各金融機関の口座振替 (自動引き落とし) で支払うものとする。乙が振込みの場合は毎月25日までに翌月分を支払うものとする。引落とし手数料、振込み手数料は乙の負担とする。

乙が賃料の支払いを遅滞した場合、甲は直ちに家賃保証会社に対して家賃の立替の請求及び連帯保証人に対して賃料の支払いを催促する事ができる。

3 入居の時の賃貸料は日割り計算とする。出居の際は日数のいかんを問わず月計算とする。

4 法令の定めた事由又は経済情勢の変動、公租公課の増額、近隣の貸店舗料金との比較等により不相応になったとき、その他の負担の増加等でやむを得ない事由により甲からの賃貸料の増加を申し出たときは甲・乙協議して決定する。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等 (以下「維持管理費」という。) に充てるため、共益費を月額金 — 円也とし、これを第3条の賃料とともに甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、前条に定める賃料のほか、電気・ガス・上下水道その他専用設備に係る使用料金、並びに塵り料、衛生に要する諸経費等を負担する。
- 3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人償責任保険)に加入するものとする。
- 4 乙は、第1条記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設に改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金・礼金)

第6条 乙はこの契約に基づく債務の履行を担保するため敷金として金 80,000 円也をこの契約成立と同時に甲に預け入れる。但し敷金には利息を付さないものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることのできない。
- 3 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明け渡し後、遅滞なく、その残額を無利息で乙に返還しなければならない。不足が生じた場合は、乙は直ちにその不足額を納めなければならない。
- 4 敷金返還について、乙が契約期間以内に解約する場合には敷金の返還は無いものとする。契約期間以後の解約については、敷金の半額を返還するものとする。但し明渡しは、原状回復する。
- 5 賃料が増額された場合、乙は、第1項に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金補填するものとする。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明ししなければならない。
- 7 乙は甲に、礼金として金 一 円を支払い、入居期間の長短に係わらず、返還しない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に於ける暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造もしくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、第1条の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲に書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

第10条 乙が、本物件を第1条の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

- 2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第11条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。

- 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
- 二 その他費用が軽微な修繕